

次のとおり届けます。
当社は、消費税に係る
<input type="checkbox"/> 課税事業者
<input type="checkbox"/> 免税事業者 です。

収入印紙 200円
契約の相手方は、 添付を要する。 ただし1万円未満は 不要。

業務委託申込書

平成 年 月 日

一般財団法人 都市技術センター理事長 様

住所又は事務所所在地
商号または名称
氏名又は代表者氏名

印

下記の委託について関係法令、貴法人の関係規定を守り、別紙仕様書・明細書・函面および見本並びに裏面に記載の通知事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

申込金額	百万	千	円
------	----	---	---

契約金額	百万	千	円	うち取引に係る 消費税及び 地方消費税の額	千	円
契約金額は、申込金額に当該金額の100分の8を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)である。						

納入または 履行期限	平成 年 月 日 契約後	納入または 履行場所
---------------	-----------------	---------------

明 細 書	業 務 名 称	形 状 ・ 寸 法 ・ 摘 要	数 量

(平成27年4月1日改訂)

契約条項

1. 一般財団法人 都市技術センター(以下「発注者」という。)は、受注者から給付の完了の通知を受けた後、速やかに検査を行う。
2. 発注者は、受注者から適法な支払請求を受けた後、速やかに契約代金を支払う。
3. 受注者の責に帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は一般財団法人 都市技術センター契約規程(以下「契約規程」という。)第40条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。
4. 発注者の責に帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による遅延利息を受注者に支払う。
5. 受注者の責に帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
 - (1) 契約規程第23条の規定による。
 - (2) 契約規程第47条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。
6. 本契約に関し紛争が生じた場合は、契約規程によることとし、万一解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。なお、この仲裁のために要する費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。
7. 契約代金の銀行振込手数料は、受注者の負担となりますのでご了承ください。

暴力団等の排除に関する特記事項

1. 暴力団等の排除について
 - (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
 - (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
 - (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る当法人監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (7) 受注者および下請負人等が、正当な理由なく当法人に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、当法人が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
2. 誓約書の提出について
受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。
ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。